

# 第3次佐倉市総合計画

[後期基本計画書]



歴史 自然 文化のまち

佐 倉 市



## 「はじめに」

第3次佐倉市総合計画（平成13～22年度）の基本構想は、まちの将来都市像「歴史 自然 文化のまち」をテーマとし、「豊かな自然を引き継ぐ、環境と調和したまち」「個性ある生活圏が連携した、生き生きと暮らせるまち」「市民がつくる、活力にみちたまち」をめざしています。

少子・高齢社会への突入、地球規模で深刻化する環境問題、高度情報化時代の到来、経済のグローバル化等、社会・経済情勢の変化は急速に進んでおり、また、人々の価値観は、経済的、物質的な側面だけではなく、文化、福祉、健康、環境に対する考え方、老後や余暇の過ごし方、家庭・家族の関わりなどの社会的、精神的な側面にも多様な変化をみせております。

このような状況にありまして、地方分権時代にふさわしい自立した自治体として機能を発揮するためには、多様な市民のニーズを的確に把握するとともに、その対応策について、民間の経営的な視点を取り入れながら、基本構想の実現に向けた計画的な各種施策を展開していく必要があります。

この度、市の最上位計画である総合計画・後期基本計画（平成18～22年度）を策定いたしました。この計画は、基本構想に掲げるまちづくりの基本方針を実現するための各分野の施策を載せたものとなっています。計画の進行にあたっては、施策ごとの目的や目標を明らかにするとともに、進行管理と評価の仕組みを取り入れ、地方分権時代にふさわしい、効率性と成果を重視した行政運営に心がけてまいります。

市民のみなさまには、基本構想の実現のため、基本計画に掲げる各種施策の実現にご支援とご協力をお願いいたします。

佐倉市長 渡貫博孝



## ■基本構想

### 目 次

第3次佐倉市総合計画の構成	4
<b>1 佐倉市の概況と課題</b>	7
(1) 佐倉市の概況	7
(2) 社会潮流からみた基本課題	8
(3) 佐倉市の課題	9
<b>2 佐倉市の将来像</b>	10
(1) 基本構想の目標年度	10
(2) 基本構想の想定人口	10
(3) 将来都市像	11
(4) 土地利用の基本方針	12
<b>3 佐倉市のまちづくり方針</b>	13
I 「思いやりと希望にみちたまちづくり」～健康・福祉の充実～	14
II 「水と緑に囲まれた、快適で安心して暮らせるまちづくり」 ～生活環境の向上～	16
III 「英知を伝え、心豊かな明日を育むまちづくり」 ～文化・学習の推進～	18
IV 「創造性と活力にみちたまちづくり」～産業経済の振興～	20
V 「多彩なふれあいが広がるまちづくり」～都市基盤の充実～	22
<b>4 基本構想の実現に向けて</b>	24
(1) 重点的、効率的な行政運営の推進	24
(2) 市民を主体とするまちづくりの推進	25
(3) 男女共同参画社会の推進	25

## ■後期基本計画

基本計画の目的・構成・期間・指標 .....	28
------------------------	----

### 第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり

～ 健康・福祉の充実 ～

第1節 地域とともにつくる福祉のまちづくり .....	36
第2節 市民が主役の健やかまちづくり .....	40
第3節 手をつなぎ、みんなで子どもを育てるまちづくり .....	43
第4節 高齢者の住みやすいまちづくり .....	46
第5節 障害をもつ人が安心して暮らせるまちづくり .....	49
第6節 互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくり .....	53

### 第2章 水と緑に囲まれた、快適で安心して暮らせるまちづくり

～ 生活環境の向上 ～

第1節 環境共生が実現するまちづくり .....	60
第2節 減量・資源化を重視した循環型社会が構築されたまちづくり .....	64
第3節 快適な生活環境が創造されるまちづくり .....	67
第4節 安心して暮らせるまちづくり .....	70

### 第3章 英知を伝え、心豊かな明日を育むまちづくり

～ 文化・学習の推進 ～

第1節 すべての市民の人権を尊重するまちづくり .....	80
第2節 学校で楽しく安心して学べるまちづくり .....	84
第3節 みんなで青少年を育てるまちづくり .....	90
第4節 だれでも楽しく学習できるまちづくり .....	94
第5節 個性ある文化を創造し、継承するまちづくり .....	98
第6節 スポーツシーンのあるまちづくり .....	101

## 第4章 創造性と活力にみちたまちづくり

### ～ 産業経済の振興 ～

第1節	農業の活性化と農村環境の保全されたまちづくり	108
第2節	商工業の振興による活気あるまちづくり	114
第3節	就業機会の充実したまちづくり	120
第4節	地域の魅力を活かし多くの人びとが訪れるまちづくり	122

## 第5章 多彩なふれあいが広がるまちづくり

### ～ 都市基盤の充実 ～

第1節	地域の個性を活かした魅力あるまちづくり	130
第2節	生活基盤が充実したまちづくり	133
第3節	災害に強いまちづくり	142
第4節	緑と水を活かしたうるおいのあるまちづくり	145

## 第6章 まちづくりの推進に向けて

### ～ 行政の取り組み、市民の参画 ～

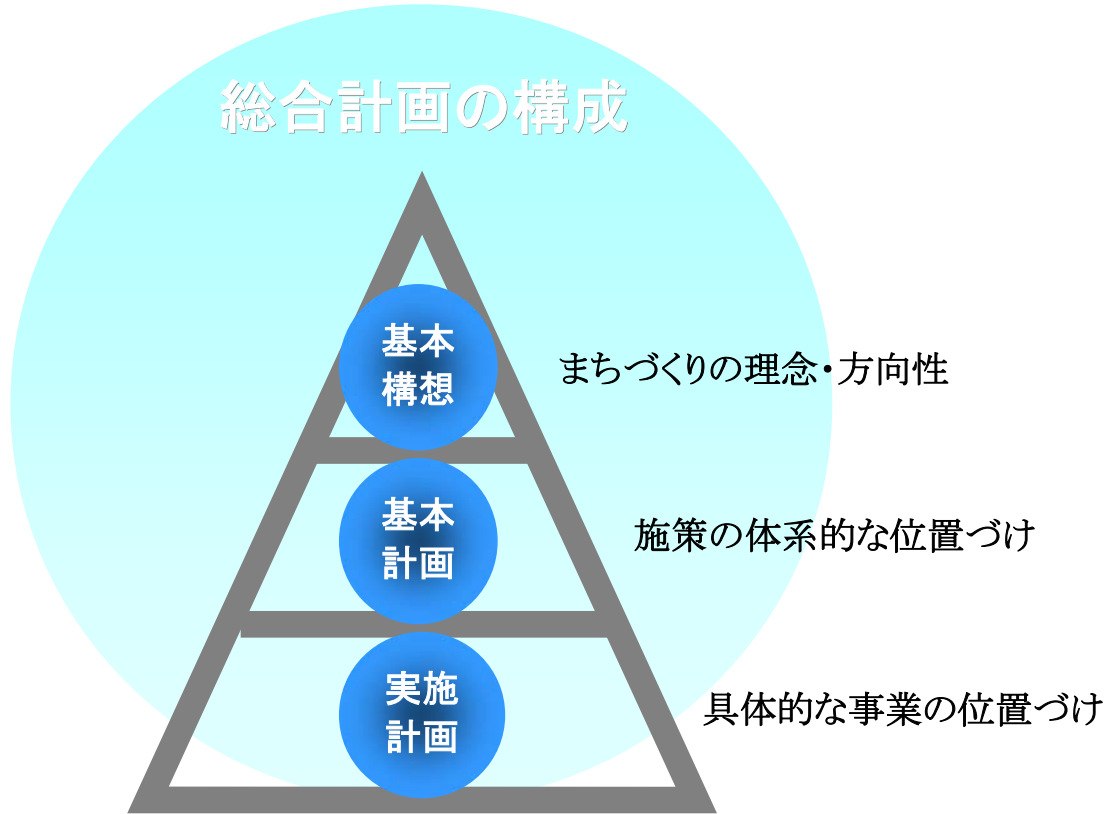
第1節	成果と効率性を重視した行財政運営の推進	152
第2節	市民協働によるまちづくり	162
第3節	男女平等参画社会の実現に向けたまちづくり	169

資料		173
----	--	-----

## 第3次佐倉市総合計画の構成

第3次佐倉市総合計画は、佐倉市のまちづくりの最も基本となる総合的な計画として、平成13(2001)年度から平成22(2010)年度までの10年間のまちづくりの方向性を示すものです。

本総合計画は、次の3つの計画から構成されています。



### ■基本構想（構想期間10年）

総合計画の根本として、将来都市像「歴史 自然 文化のまち」の実現に向けた、まちづくりの方向性を理念的に示すもの。

地方自治法第2条第4項に定められ、策定にあたっては市議会の議決を得ることが必要。

### ■基本計画（計画期間5年）

基本構想で示されたまちづくりの方向性を実現していくため、各種施策を体系的に位置づけるもの。

まちづくりの方向性から、具体的な事業を導くための中期計画。

### ■実施計画（計画期間5年）

基本計画の施策を具体的に実現するための、5ヶ年事業計画。

各年の予算規模(財政推計)に応じながら、事業の必要性、有効性などを総合的に判断し、5年間で実施する事業を位置づけるもの。

国の動向や市民要望など、社会状況の変化に柔軟に対応するため、実施計画は毎年見直し(毎年ローリング)を実施している。

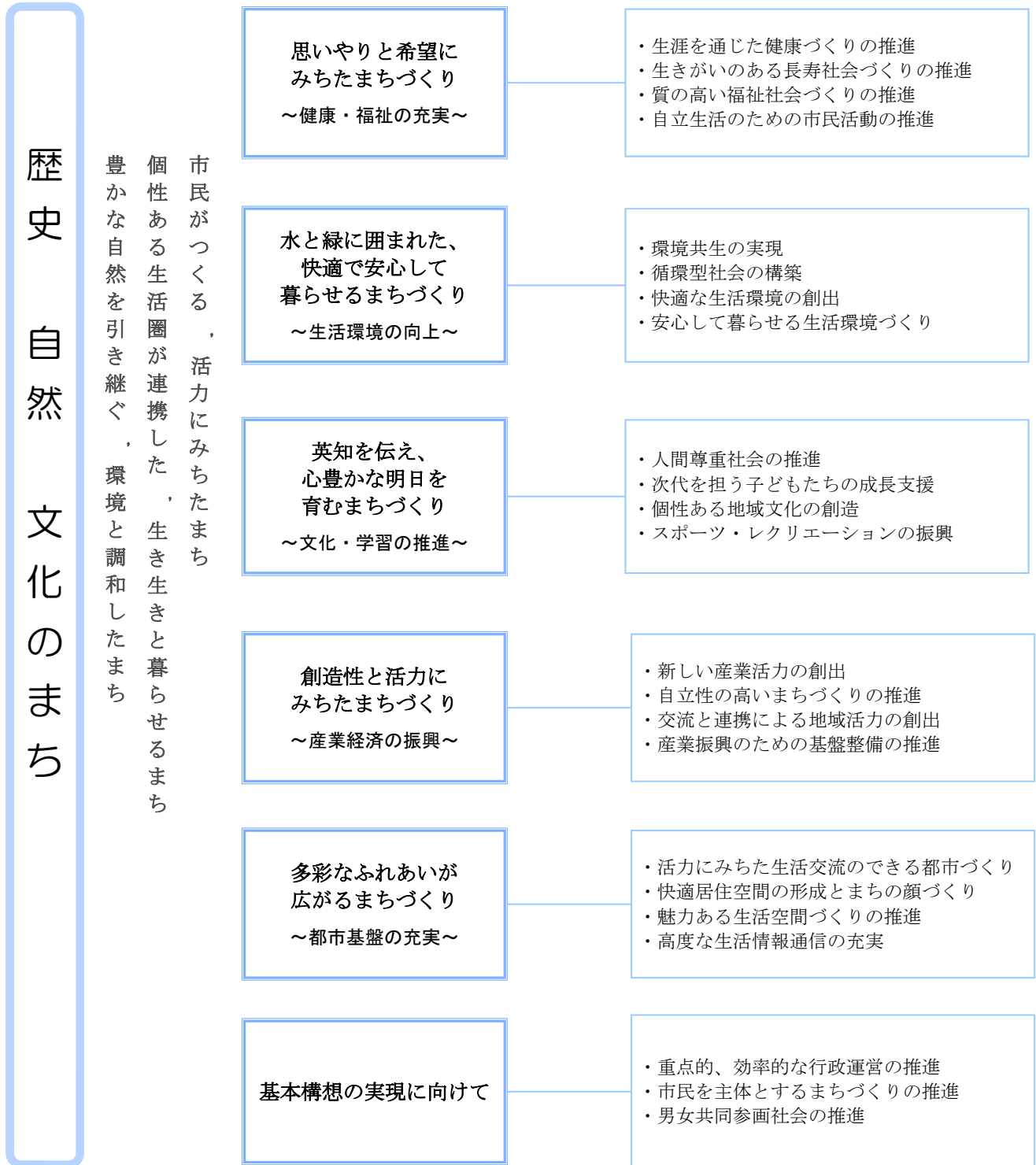


# 基本構想

平成13年度(2001年度)～平成22年度(2010年度)

- 1 佐倉市の現況と課題
- 2 佐倉市の将来像
- 3 佐倉市のまちづくり方針
- 4 基本構想の実現に向けて

## 基本構想の施策体系図



# 1 佐倉市の概況と課題

## (1) 佐倉市の概況

### ①位置

本市は、東京へ30kmから50kmの範囲に位置し、市域のすべてが首都圏50km圏のなかに含まれます。また、県都千葉市に20km、新東京国際空港には15kmの距離にあります。

行政面積は、平成12年3月末現在、103.59km<sup>2</sup>となっています。

行政界は、東西、南北ともに概ね16kmの広がりがあり、千葉市、八千代市、四街道市、八街市、酒々井町、印旛沼を隔てて印旛村と、6つの市町村と接しています。

### ②地形

本市の標高は、1.5mから47mで、全体として平坦に近い地形となっています。各地域には、沼周辺の低地部、斜面緑地、台地等で構成された特徴ある地形も見受けられます。

### ③沿革

本市周辺は、印旛沼及びその周辺河川がもたらす水利のよさと、比較的温暖な気候に恵まれています。このため、早くから人々が定着していたことを示す遺跡が多く分布しています。

鎌倉・室町時代には、市内に臼井城や岩富城が築城されました。戦国時代には、千葉氏一族の原氏が市域のほぼ全域を支配していました。

西暦1590年以降は徳川家康の支配するところとなり、家臣の土井利勝によって佐倉城が築かれ、城下町としての機能も整備されました。佐倉新町を中心とした地域では商工業が発達し、また、街道筋の臼井や馬渡は宿場町として発展しました。

幕末から明治にかけては、日米修好通商条約締結の幕府側責任者である堀田正睦、佐倉順天堂を開いた蘭医の佐藤泰然、洋画家の浅井忠、日本の教育の先駆者である西村茂樹や津田梅子、佐藤志津など、数多くの人材が佐倉から輩出されました。また、東京鎮台の佐倉分管が佐倉城跡に置かれたことから、佐倉は連隊の街としても大いに賑わいをみせました。

戦後の復興期を経て、昭和29年3月に、佐倉町・臼井町・志津村・根郷村・弥富村・和田村の6町村の合併により、佐倉市が誕生し、その後旭村及び四街道町（当時）の一部が編入され、今日にいたっています。

### ④現況

本市は、昭和29年に市制を施行して以来46年を経ています。市域は現在でも旧町村界により大きく7地区に分かれております。なお、これらの地区における人々の暮らしのつながりは現在でも保たれているとともに、地理的条件や生活圏の特性などにより、概ね3～4地区に分けられる分散型の都市形態を呈しています。

城下町としての歴史を持つ佐倉地区は、かつてから行政の中心として発展し、現在も国・県・市の行政施設が集まり、市の中心的役割を果たしています。

市の西部に位置する、志津、臼井、千代田地区は都市化による進展が著しく、宅地開発に伴う人口増加、さらには商業などにおいてめざましい発展を見せています。

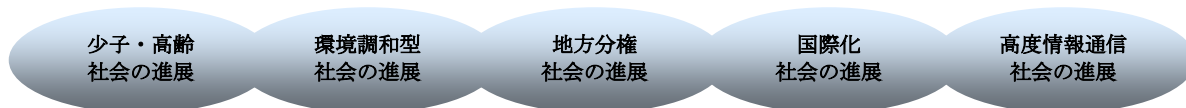
また、南部に位置する、根郷、和田、弥富地区は、森林や谷津田などの豊かな自然環境に恵まれており、本市を代表する農業地域となっています。同時に、県内有数の内陸工業団地が展開され、先端産業や製造業など多岐にわたる産業の振興が図られています。

## (2) 社会潮流からみた基本課題

21世紀の初頭を迎えた現在、社会環境が大きく変化しつつあります。

このため、新たな社会潮流がもたらす多様な課題に関する認識を深めるとともに、常に、大きな視野から、地域の個別的な問題にどう取り組んでいくべきかを考えていく必要があります。

### 21世紀初頭の社会潮流



#### ●少子・高齢社会の進展

我が国は、世界に類をみない急速な高齢化が進んでいます。また、小子化の進展と相まって、総人口が減少に転じていくなど、少子・高齢社会が本格化するものと見込まれます。

このため、高齢者が安心して暮らすことができ、また、市民のだれもが自由に、それぞれの生き方を選択することができるよう、真に豊かな社会を築いていくことが求められています。

特に、高齢者の知恵や能力を活かす視点が大切になることから、高齢者の就労機会の増大や、地域活動への参加の促進が必要となっています。また、介護サービスの充実はもとより、要介護の高齢者を増やさない取り組みが必要とされます。さらに、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを進めていくことが必要とされます。

#### ●環境調和型社会の進展

経済の豊かさと生活水準の向上を支えた従来の社会構造は、多くの深刻な環境問題をもたらしています。このため、人々の環境への関心が高まり、地球環境の保全と資源の有効活用が最優先課題である、という認識が浸透してきました。

社会の持続的成長を確保するには、限られた資源を繰り返し利用する仕組みや、環境負荷に配慮した暮らし方の確立、また、これらを実現する技術の開発など、いろいろな取り組みを継続的に行っていく必要があります。

このため、一人ひとりが身近な暮らしの中で、自然環境の保全を図りながら、地球環境と調和する生活を絶え間なく実践していく意識と行動が求められています。

#### ●地方分権社会の進展

全国一律の基準や考え方により、画一的に行われてきた地域行政は、今後は、地域固有の課題に対して個別対応するなど、きめ細かな行政へと転換していくことが求められています。

このため、地域の自主性、主体性を重視した行政運営が展開できるよう、権限委譲の受け皿づくりなど、地方分権に積極的に対応していく必要があります。

また、個性豊かで魅力にみちた地域づくりは、多様な市民活動をその中心とすべきことから、市民参加という視点をさらに一歩進め、真に市民主体のまちづくりを積極的に推進していくことが大切になります。

#### ●国際化社会の進展

今日、社会経済活動は地域や国境を越え、世界的なつながりをますます強めています。

このため、スポーツや文化等による国際交流を通じて、個性豊かな地域文化づくりを促進する一方で、外国人も暮らしやすいまちづくりや、海外からの帰国者が安心して暮らせるまちづくりをめざしていく必要があります。

同時に、外国人とのふれあいを通じて、国際的な視野の中で自らのまちを考える、という国際性を育む取り組みも重要になります。

### ●高度情報通信社会の進展

情報通信ネットワークを基盤とする新しい社会の仕組みが、次々に創造されています。このため、今後とも、地域の暮らしをはじめ、産業、経済、行政など多様な分野で、ネットワークを中心とした新たなコミュニケーション社会が進展していくものと見込まれます。また、これにともない、情報格差が拡大していくことも考えられます。

このため、市民、事業者、行政の区別を問わずだれもが、情報ネットワーク型社会への変化に的確に対応できる環境の整備が求められています。

## (3) 佐倉市の課題

本市の新しいまちづくりに向け、市民、事業者、行政が、様々な活動を通じて、創意と工夫を積み重ねながら、次のような課題に対して、柔軟かつ継続的に取り組んでいくことが求められています。

本市の特色である印旛沼や豊かな緑など、恵まれた自然環境の保全や回復に努めるとともに、市民一人ひとりが、地球環境に配慮した暮らしを実践していく必要があります。

また、少子・高齢化の進展に向け、生活・福祉の充実、健康・生きがいをづくりを推進し、市民だれもが、安心して、自立した生活を営むとともに、多様な社会参加を通じて、生涯にわたり生き生きと暮らしていけるまちづくりを推進する必要があります。

さらに、歴史・文化・伝統などの郷土資源を活かすとともに、生活空間の個性や魅力を高めながら、新たな文化を創造する市民活動を促進する必要があります。また、活力ある新たな地域経済基盤の育成など、活気と創意にみちたまちづくりを推進する必要があります。

### □佐倉市の主な課題

- 豊かな水や緑など恵まれた自然環境の保全
- 地球環境に配慮した暮らしの推進
- 少子・高齢化に対応した社会づくり
- 福祉・医療・教育・学習活動等の充実
- 「歴史・伝統のあるまち」の継承
- 魅力ある生活環境づくり
- 活力ある地域経済基盤の創造
- 生活基盤の整備・充実
- 地域の顔づくりの促進
- 地方分権（自主・自立）の推進

## 2 佐倉市の将来像

### (1) 基本構想の目標年度

基本構想の目標年度 : 平成22年度(西暦2010年度)

### (2) 基本構想の想定人口

基本構想の目標年度における人口 : 17万6千人

これは、過去の人口推移、首都圏における本市の立地条件及び今後の宅地開発の見込みなどの諸条件を考慮し、現在の住民基本台帳による人口規模を基にしながら、趨勢的に人口が推移するものとして想定したときの将来人口規模です。

ただし、長期的にみると、本基本構想の目標年度が経過した後には、本市の人口は次第に減少していくものと予想されます。

なお、本基本構想策定時には、基本構想の目標年度における人口を21万人と設定していましたが、その後の人口動態を勘案し、後期基本計画の策定を機に見直しを行いました。

### (3) 将来都市像

## 歴史 自然 文化のまち

(市民公募)

豊かな自然や歴史・文化に育まれてきた佐倉市は、21世紀初頭における社会経済の著しい変化に対応しながら、佐倉らしさを大切にします。また、都市としての自立性を高めるとともに、市民一人ひとりが心豊かに、生き生きと暮らせる活力にみちたまちをめざします。

#### ● 豊かな自然を引き継ぐ、環境と調和したまち

水と緑に恵まれた佐倉市は、環境に配慮した循環型社会の構築や省資源、省エネルギー型の経済活動、消費行動を実践し、豊かな自然を次世代に引き継ぐとともに、自然災害に強いまちづくりを進めるなど、環境と調和したまちをめざします。

#### ● 個性ある生活圏が連携した、生き生きと暮らせるまち

地域性にあふれたいくつかの生活圏を抱える佐倉市は、それぞれの個性を生かしながら魅力的な地域に発展させるとともに、都市基盤整備、情報ネットワークの構築などにより地域間の連携を深め、利便性の高い、だれもが生き生きと暮らせるまちをめざします。

#### ● 市民がつくる、活力にみちたまち

豊かな自然風土、歴史や文化などを有する佐倉市では、それら地域資源を活用した生涯学習や環境保全活動、また経済活動などの一層の活性化を図り、市民活動の場として、自立性の高いまちづくりを進めます。さらに、人が暮らしやすいまちづくりの構築を図るなど、市民が支え合いながら一人ひとりが安心して心豊かに暮らせる、活力にみちたまちをめざします。

#### (4) 土地利用の基本方針

本市の土地利用は、都市的利用を進める「市街化区域」と、開発を抑制し、自然的土地利用を図る「市街化調整区域」に大別して進められています。

現在、市街化区域の占める割合は、全体の約23%であり、このことから本市は、自然環境と調和を図りながら土地利用を進めてきたものといえます。

今後においても、これまでの土地利用を基本とするとともに、それぞれの区域については次のような考え方により、環境と調和した秩序ある土地利用を進めます。

##### 市街化区域の土地利用

個性豊かな都市機能や都市施設の整備・充実を図り、利便性の向上など快適な都市空間づくりのための土地利用を進め、にぎわいと活力のある地域の拠点づくりをめざします。

また、緑地の保全並びに整備、まちの景観への配慮など、都市としての良好な市街地環境を保ち、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

##### 市街化調整区域の土地利用

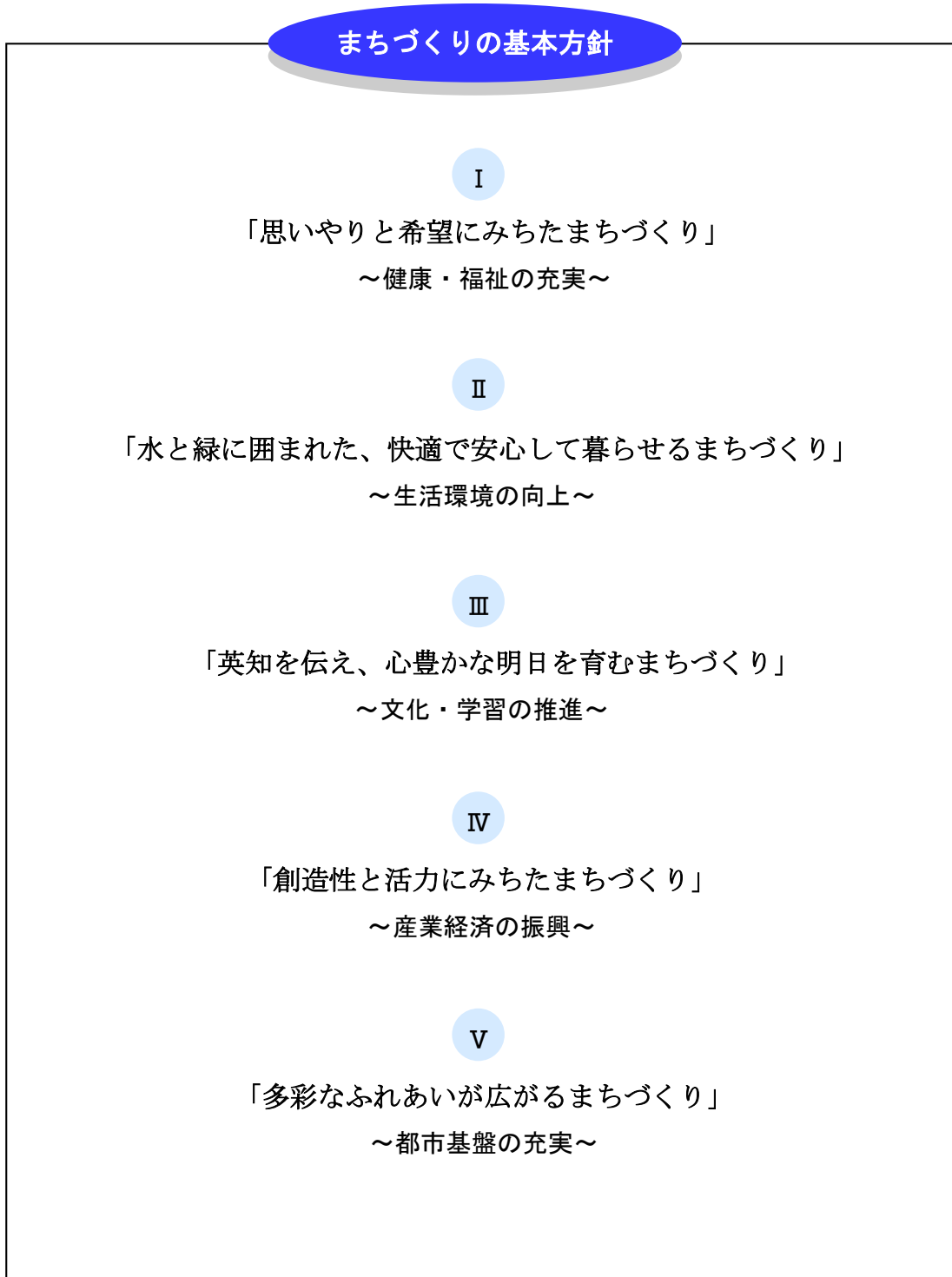
本市の貴重な資源である、豊かな自然環境を保全するとともに、これらを活用した市民の活動や産業の振興など、地域の活力の場として展開していきます。

また、本区域において、市街地を形成する場合は、環境に十分に配慮しながら秩序ある土地利用を図っていきます。



### 3 佐倉市のまちづくり方針

本市のまちづくりの基本方針は、次の5つの柱から構成されています。



## I 「思いやりと希望にみちたまちづくり」 ～健康・福祉の充実～

高齢社会の到来や少子化の進行などにより、地域ぐるみの福祉をより一層充実させていくことが求められています。

高齢者、障害者、子どもを含めたすべての市民が、互いに尊重しながら、心のふれあいや人々が支え合う地域社会づくりを進めます。

だれもが住み慣れた地域の中で安心して、生き生きとした生活を送ることができるよう、保健・福祉・医療の充実、連携を推進するとともに、男女が平等に社会参画し、市民が生涯を通じて健康で、心豊かに生きがいを持って社会参加できるような環境の確立をめざします。

### まちづくりの方向

- 生涯を通じた健康づくりの推進
- 生きがいのある長寿社会づくりの推進
- 質の高い福祉社会づくりの推進
- 自立生活のための市民活動の推進

### 生涯を通じた健康づくりの推進

自立した生涯を送るために、健康でありたいという意識が高まっています。また、市民一人ひとりが「自らの健康は自らつくる」という考えを持ち、健康づくりに取り組むことが期待されています。

このため、市民が積極的に健康づくりに取り組めるよう、健康の維持、増進のための意識啓発、生涯スポーツの推進、保健事業や医療機関の充実などあらゆる側面で連携しながら、市民の生涯を通じた健康づくりのための支援や基盤整備を推進します。

### 生きがいのある長寿社会づくりの推進

市民が安心して暮らせる希望にみちた長寿社会を実現するためには、一人ひとりを大切にする福祉社会づくりが必要であり、住み慣れた地域の中で安心して暮らせる体制づくりを進めることが重要になります。

また、充実した生涯を送るためには、生きがいを持つことが必要です。その実現のために、保健・福祉・医療の充実にとどまらず、生涯学習環境の充実や高齢者の就労支援などを通じて、社会参加の機会を拡充し、生きがいづくりの支援を推進していきます。

### 質の高い福祉社会づくりの推進

少子・高齢社会を迎え、質の高い福祉社会づくりをめざすためには、高齢者、障害者、子どもなどすべての人にやさしい生活空間づくりをはじめ、すべての市民が平等に社会参加できる環境の整備に努めるとともに、質の高い介護や福祉サービスが受けられる体制づくりを推進することが重要になります。

このため、家族や地域が支え合う福祉基盤の整備を進めます。

また、男女共同参加社会づくりの視点から、介護や育児を抱える男女が、共に仕事などの社会参加と家族に対する責任を両立させながら、自己実現ができるように、社会全体で子育てや介護を支援できるまちづくりを推進します。

### 自立生活のための市民活動の推進

福祉サービスにおける受益と負担のあり方についての見直しを重ねられている中で、ボランティア活動など、自主的な市民団体の活動が重要視されてきています。

これらの活動は、市民が自らの責任において主体的な活動を行うことにより、家庭や地域を支え合う仕組みを担うことから、行政としても、その支援を積極的に推進します。

## Ⅱ

「水と緑に囲まれた、快適で安心して暮らせるまちづくり」  
～生活環境の向上～

印旛沼や谷津田に代表されるような自然環境の保全や、適切な処理が求められるごみ対策などの従来環境問題に加え、災害に強いまち、犯罪のないまちといった、安心して暮らせるための環境整備も生活環境の問題としてとらえ、快適な環境の確保を総合的に推進します。

特に、自然環境が人間の内面に働きかける癒し効果も快適環境の重要な要素であるとの認識に立ち、環境負荷の低減を図りながら、都市の利便性や安全性を確保していくことが必要です。

このため、本市の特色である「豊かな水と緑」との共生を中心にしながら、快適で安心して暮らせるための生活関連施設の整備や情報提供、環境教育などの施策を、市民や企業と連携を図り総合的に推進し、自然環境に配慮した快適な生活環境づくりを推進します。

## まちづくりの方向

- 環境共生の実現
- 循環型社会の構築
- 快適な生活環境の創出
- 安心して暮らせる生活環境づくり

## 環境共生の実現

本市の自然環境は、水や緑が豊富であるばかりでなく、そこに繰り広げられている生態系も豊かであり、これらは首都圏における貴重な自然資源といえます。

これらの豊かな自然環境は、古来より人びとの生活と密接な関係を持ちながら健全に保全されてきましたが、都市化の進展とともに次第に減少してきています。

本市では引き続き、このような貴重な自然環境との共生をめざし、市民の暮らしと自然のかかわりを大切にしながら、本市の原風景ともいえる印旛沼や谷津田、斜面林などを中心とした豊かな自然環境の保全を、市民の参画を得ながら積極的に推進していきます。

## 循環型社会の構築

地球環境に対する負荷は、人間生活のあらゆる活動から発生しており、その低減を図ることが重要視される中、一人ひとりが環境に配慮した暮らしを考え、身近なところから実践することが求められています。

このため本市では、エネルギーや、水などあらゆる物質が有限であることを認識し、その有効活用や再利用を推進していきます。

特に、市民生活と密接に関係しているごみや排水については、極力排出を抑制していくことを基本とし、また排出されたものについては、ごみとしてではなく再利用できる資源としてとらえるものとし、再使用、再生利用を一層推進していきます。

## 快適な生活環境の創出

市民生活の場においては、事業活動にともない発生している環境問題のほか、市民生活に起因する環境問題も数多く発生しており、快適環境を創出するうえで、それらの未然防止も大きな課題になっています。

このため、市内のどの地域においても衛生的な都市生活が営まれるよう、市民生活がもたらすごみやし尿を適正に処理するための施策や施設の拡充を図るとともに、市民、企業の主体的な参加による周辺環境の美化や公害の未然防止対策を推進していきます。

特に、生活排水対策については、本県の貴重な水瓶である印旛沼の水質が汚濁していることから、その主要因となっている生活排水について、先進的な取組みの推進を図るとともに、流域市町村と連携して下水道整備の一層の推進を図っていきます。

## 安心して暮らせる生活環境づくり

市民が、安心して健康に暮らせる生活環境を確保するため、交通安全対策、防犯対策、防災対策等に加え、非常時の医療体制の拡充など、安心・安全に暮らせるための施策の展開を図ります。

特に、防災をはじめとする危機意識の高まりに対応して、都市の危機管理能力の向上が重要になっています。災害など非常時に備え、安全な都市基盤整備を推進するとともに、市民が互いに支え合う仕組みとしての地域防災組織などを側面から支援します。

また、市民が日常生活のいろいろな場面で直面する消費者問題などは、情報量が少ないこと、専門的な相談の場が少ないことに起因する場合が多いといえます。

このため、市民が自己責任において的確に判断できるよう、情報提供、相談業務などの充実を図ります。

### Ⅲ

## 「英知を伝え、心豊かな明日を育むまちづくり」 ～文化・学習の推進～

文化が人を育み、また、人が文化を創るという視点に立ち、本市の恵まれた自然や歴史など地域の資源を積極的に活用しながら、心豊かでうるおいにみちた市民生活の実現をめざしていきます。

このためには、地域全体で子どもたちがすこやかに成長できる環境を整備するとともに、市民の学習に対する様々な要望に的確に応え、市民自らが地域に根ざした健康で個性豊かな生活を創造していくことが必要となります。

家庭、地域、学校、行政などが相互に連携を図りつつ、市民の生涯にわたる多様な文化・学習活動に対して幅広い支援を推進します。

#### まちづくりの方向

- 人間尊重社会の推進
- 次代を担う子どもたちの成長支援
- 個性ある地域文化の創造
- スポーツ・レクリエーションの振興

## 人間尊重社会の推進

人はだれもが、人として幸福に生きる権利を持っています。しかし、いまだに社会の中には、それらの権利を侵す差別や偏見が少なからず残っています。

差別や国籍などの違いにかかわらず、互いの考え方や文化を尊重するとともに、多様化したそれぞれの価値観や生き方を認め合うことが必要です。

このため、市民だれもが、人間同士の対等なつき合いができるよう人権意識を定着させ、一人ひとりが一個の人間として尊重される平和な社会づくりを推進します。

## 次代を担う子どもたちの成長支援

核家族化や少子化の進展とともに、子育てをめぐる環境も大きく変化してきています。

子どもがすこやかに成長するためには、家庭、地域、学校や行政などが連携し、それぞれが担うべき役割を的確に果たすことが必要となります。

このため、世代間の交流や家族・友人とのふれあい、創造的でゆとりのある学校教育を通じて、地域全体で子育てを支援する環境を整備することにより、子どもたちの個性を伸ばし、創造性や人間性にあふれた豊かな未来を育んでいきます。

## 個性ある地域文化の創造

先人たちにより生まれ、引き継がれてきた佐倉の歴史や文化は、市民の貴重な財産であり、これらの積極的な保存と活用を図っていく必要があります。

これら豊かな地域文化を受け継ぎながら、地域に根ざした個性あふれる生活を築き、市民の手による新たな「佐倉文化」の創造を図っていくため、市民生活にゆとりや豊かさをそえる芸術文化活動の振興や、いつでも、どこでも、だれでもが、自発的な学習活動を行えるような様々な支援を推進していきます。

## スポーツ・レクリエーションの振興

余暇時間の増大や健康志向が定着する中で、市民のスポーツ・レクリエーションに対する関心も高まり、また、スポーツ観戦などの楽しみも広がってきています。

同時に、これらの目的は、健康の維持・増進や競技力の向上、あるいは趣味や生きがいとして楽しむなど多岐にわたっています。

このため、市民の多様な要望に応えながら、子どもから高齢者までだれもが、健やかに明るい生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーション活動をいろいろな側面から幅広く支援していきます。

## IV 「創造性と活力にみちたまちづくり」 ～産業経済の振興～

産業経済を取り巻く環境が著しく変化する中で、農林水産業・商業・工業のそれぞれの分野で進む産業経済構造の転換を見すえながら、企業・事業者・生産者・市民、そして行政が新たな関わりを持つ仕組みを構築するなど、新しい産業活動の基盤整備を進める必要があります。

このため、既存産業の振興に加え、新しい産業振興区域の形成により情報関連産業などの振興を図るとともに、既存の産業集積の有効活用や都市基盤整備を推進し、地域の産業経済の個性化と活性化を図りながら、都市の自立性を高めます。

また、本市の地域特性を最大限に活かしながら、市民相互や、他の地域の人々との交流、さらに関連する産業との連携を推進することにより、観光産業などの振興に努めます。

### まちづくりの方向

- 新しい産業活力の創出
- 自立性の高いまちづくりの推進
- 交流と連携による地域活力の創出
- 産業振興のための基盤整備の推進



## 新しい産業活力の創出

都市に新しい活力を吹き込むため、既存産業の振興に加え、情報関連企業などの先端型企業の立地、商業・業務機能の集積などを積極的に進める新しい産業振興区域を形成し、産業構造の転換に対応したまちづくりを進めます。

また、地域活力を高めしていくために、企業・事業者・生産者・市民・行政の連携により、生産・流通・消費のあらゆる分野にわたり、創造性と効率性を備えた産業活動が展開できる新しい産業振興の環境を整えます。

さらに、交流の時代を迎えた今日、まちづくりを進めていくうえで観光が果たす役割が増大していることから、本市の地域資源を磨き上げることにより観光産業を振興し、地域産業全体の活性化を図ります。

## 自主性の高いまちづくりの推進

首都圏の住宅都市として発展・成長してきた本市が今後、さらに都市としての成長・活性化を実現していくためには、自立性の高いまちづくりを進めていく必要があります。

このため、産業の広域的・世界的な展開や男女共同参画社会の進展などによる就業構造の転換に対応しながら、雇用者・被雇用者それぞれの要望が地域の中で満たされる就業環境の整備を支援します。

また、農業などあらゆる産業活動において多様な雇用の場を確保していくとができる条件整備を支援します。さらに、地域内における消費の拡大、多様な買物需要の地域内での充足などを図ることにより、農業や商業など自立性の高い地域の産業経済の振興を推進します。

## 交流と連携による地域活力の創出

産業構造が大きく変化する中で、地域の産業振興を推進するためには、すでに多方面な活動を行っている、企業・事業者・生産者・市民それぞれに蓄積された知識や技術、また情報や産業資源などを最大限に活用した地域間交流、地域連携を推進する必要があります。

このため、農林水産業・商業・工業などのあらゆる産業間や、企業・事業者・生産者・市民・行政の連携を深めていきます。さらに市内外への情報発信力を強化して、新たな産業振興の仕組みを確立し、地域間交流や広域連携を活発なものにしていきます。

## 産業振興のための基盤整備の推進

既存の産業集積を有効に活用するとともに、新たな産業の振興を図っていくため、これらを結ぶ道路や情報ネットワークなどの都市基盤整備の推進に努めます。

また、本市の恵まれた自然・文化・歴史を産業経済振興に結びつけることにより、地域特性を最大限に活かした、活力ある地域産業の振興を図ります。

## V 「多彩なふれあいが広がるまちづくり」 ～都市基盤の充実～

人々の価値観の多様化や生活様式・社会構造の変化にともない、これまでの機能性や効率性を重視した整備に加え、地球環境に配慮した環境共生型のまちづくりや、災害に強いまちづくりが重要になっています。

また、これからは、バリアフリー社会の構築はもとより、すべての人が暮らしやすい、ふれあいのまちづくりの考え方が必要になります。

このため、市民、地域、企業、行政などが、様々な機会を通じて交流や連携を図り、佐倉らしさを活かした個性豊かな地域の発展をめざして、ゆとりとうるおいにみちた活気あるまちを創造します。

特に、自然と調和した計画的な市街地整備やそれらを結ぶ交通網・情報通信網などの充実、さらには生活道路の整備を図り、安全で快適な質の高い都市基盤の構築に努めます。

### まちづくりの方向

- 活かにみちた生活交流のできる都市づくり
- 快適居住空間の形成とまちの顔づくり
- 魅力ある生活空間づくりの推進
- 高度な生活情報通信の充実

## 活力にみちた生活交流のできる都市づくり

市民が主体となるまちづくりを進めていく中で、地域の持つ特性を活かした風格あるまちを育成するとともに、暮らしに結びつきの強い生活・文化・教育など多彩な分野における交流を積極的に推進することが重要になります。

また、生活圏として分散立地している市街地や地域拠点、あるいは広域圏などを結ぶ総合的な交通体系や情報網の整備に努めるとともに、個性と活力にみちた市域の一体的な発展を導くため、周辺自治体と連携した生活交流のできる都市づくりを推進していきます。

## 快適居住空間の形成とまちの顔づくり

多様化する市民の生活に対応するため、利便性や快適性を備えた生活都市づくりを図るとともに、災害に強い居住空間の形成を図るため、生活道路の改善やライフラインの充実、防災機能の向上などの基盤整備を推進します。

また、生活基盤を豊かなものとするため、民間活力などを積極的に受け入れ、計画的な市街地整備や地域整備を促すとともに、駅周辺など、地域の特徴ある拠点整備に努めて、魅力あるまちの顔づくりを推進していきます。

## 魅力ある生活空間づくりの推進

印旛沼や河川、さらにはその周辺に広がる豊かな緑や水辺、佐倉城址に代表される格調ある文化遺産は、魅力ある生活空間づくりのための本市の貴重な資源といえます。

これらの保全と健全な活用を図るため、市民や企業と一体となった公園や緑地などの整備とともに、質の高い都市景観の創出に努め、市民がふれあい、憩える、魅力的な生活空間の形成を推進していきます。

## 高度な生活情報通信の充実

生活を取り巻く、先端技術の革新や情報通信ネットワーク整備の進展には、著しいものがあります。

このため、高度情報化の推進を生活の利便性や安全性の向上に活用できるように、情報通信基盤の整備を促進するとともに、それらを的確に運用できる情報通信サービス機能の確立を図っていきます。

また、このような情報通信基盤などを活用して、地域情報・広域情報、防災情報など、生活関連情報の充実に努めていきます。

## 4 基本構想の実現に向けて

この基本構想を推進していくためには、行政の努力はもとより、市民の参画と協力が必要になります。

本市は、まちづくりの主体である市民と地域運営の責任を担う行政が、それぞれの役割を果たしながら、構想実現に向け、次のような点について、積極的に取り組んでいきます。

### (1) 重点的、効率的な行政運営の推進

地方分権が進展することにより、地方行政の自治能力が問われる時代を迎え、行財政改革の取り組みがますます重要となります。また、社会構造の大きな変化に対応して、行政のあり方を見直していく必要があります。

このため、厳しい財政事情の中で、複雑・多様化する市民の要望に応えられるよう行政サービスの質的向上を図るため、地方分権に対応した行財政の仕組みの確立に努め、重点的、効率的な行政運営を推進します。

#### ◇行政改革の推進◇

地方分権による権限委譲事務をはじめ、新たな行政需要に迅速かつ適切に対応することにより、きめ細かく質の高い行政運営を進めていきます。そのために、事務事業の改善、事務処理の合理化、計画的で市民の利便性や行政の効率性を考慮した行政施設の整備や適正な人材配置などを行います。

さらに、時代の要請に見合った組織に見直し、部門間の調整機能を強化するとともに、職員の意識改革に努め、政策形成能力ならびに専門性の向上を図ります。また、民間活力も積極的に活用することとし、既存の資源を有効に活かして最小の経費で最大の効果が得られる行政運営を推進します。

#### ◇健全な財政運営◇

税収など財源の確保に積極的に努め、安定的な財政基盤の確立を図ります。

また、限られた財源を有効に活用するため、事務事業の総合的な評価を行い、施策事業の将来の負担に留意しながら、必要性及び優先度を考慮した事業選択をし、健全な財政運営に努めます。

#### ◇広域的な視点によるまちづくりの推進◇

市民の生活圏の拡大及び広域行政の進展にともない、広域化する行政需要へ適切に対応します。

このため、本市は周辺自治体と連携、交流を深め、これからの各自治体の特性を考慮した機能分担が必要とされる社会において、広域生活圏の構築のために積極的な役割を担い、広域交流の中心にふさわしいまちづくりに努めます。

### ◇市民に開かれたシステムの確立◇

市民自ら考え、決定し、行動していく市民主体のまちづくりを実現するため、市政情報の提供・公開に努め、行政の透明性を高めていきます。また、計画段階から市民が参画できる機会の拡充を図るため、市民参加の手法の確立をめざします。

さらに、ボランティアなどによる市民活動もますます重要となってきます。これらの活動を育成・支援するための体制を整備するなど、市民と行政の役割分担を認識しながら、市民と行政が互いに協働してまちづくりを進めていきます。

## (2) 市民を主体とするまちづくりの推進

社会情勢の著しい変化にともない、市民の要望も多様化しており、そのすべてには行政が対応することが困難になってきています。

このため、広報・広聴活動を充実させることにより、市民と行政との信頼関係を築き、市民自らの責任において地域の進むべき方向を決定していくことが必要になってきています。

本市では、福祉や環境など様々な自発的な市民活動が行われており、まちづくりへの関心が高まっています。今後とも、まちづくりへの市民参加を促進するため、市民が協力して活動を広げていけるような環境づくりに努め、市民主体によるまちづくりを積極的に推進していきます。

## (3) 男女共同参画社会の推進

男女平等の原則に基づき、男女が互いの人権を尊重しながら、自らの意思によってあらゆる分野に参画できる社会の実現をめざしていく必要があります。

また、固定的な性別による役割分担の意識などに基づく制度や慣習について見直しを進めることが重要になっています。

このため、政策立案などにおける女性の参画の推進や、だれもが家庭生活と他の活動とを両立することができる環境づくりに努めます。

